

指定地域密着型サービス事業所の指定に係る研修受講義務付け整理表

R7.4～ 山口県社会福祉協議会

区分	対象者	研修				
		認知症介護実践研修 (実践者研修)	認知症介護実践研修 (実践リーダー研修)	認知症対応型サービス 事業開設者研修	認知症対応型サービス 事業管理者研修	小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修
1 認知症対応型共同生活介護事業所 (認知症高齢者グループホーム)	代表者	/	/	○	/	/
	管理者	○	/	/	○(※)	/
	計画作成担当者	○	/	/	/	/
	当該事業所が短期利用の 指定を受ける場合	○	○(※)	/	/	/
2 認知症対応型通所介護事業所 (認知症対応型デイサービス)	管理者	○	/	/	○(※)	/
3 小規模多機能型居宅介護事業所	代表者	/	/	○	/	/
	管理者	○	/	/	○(※)	/
	計画作成担当者 (介護支援専門員)	○	/	/	/	○(※)
4 看護小規模多機能型居宅介護事業所	代表者 (代表者が保健師又は看護師の場合は除く)	/	/	○	/	/
	管理者 (管理者が保健師又は看護師の場合は除く)	○	/	/	○	/
	計画作成担当者 (介護支援専門員)	○	/	/	/	○(※)

※認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修及び認知症介護実践研修（実践リーダー研修）を受講するためには、認知症介護実践研修（実践者研修）又は認知症（痴呆）介護実務者研修（基礎課程）を修了していることが必要です。

※令和6年度より認知症介護実践リーダー研修については、施設・事業所等において、サービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士の資格を取得した日から10年以上かつ、1800日以上の実務経験を有する者（令和9年3月31日までの措置予定）も対象になります。